

環境うえだ

回覧

平成23年10月16日号
市民生活部 生活環境課
廃棄物対策課

「マークつきプラスチック」の出し方にご注意を...

「マークつきプラスチック」は、主に荷物の搬送用に使われる荷台(パレット)などのプラスチック製品として生まれ変わります。

廃棄物対策課[22 - 0666]

当然、リサイクルするには一定の品質が求められますが、中には汚れたままのものやプラマークのないものも多く含まれており、選別に大変苦労しています。

このままでは、品質の低下により受入ができなくなるため、再生業者から改善を求められています。

出し方のルール



このマークが目印

(容器等の側面や底を確認して下さい)

「プラマーク」のあるものを出します。

中身を使い(食べ)きり、汚れているものはきれいにしてから出します(悪臭防止)。

中が確認できるような状態で、ごみ指定袋(緑字)に入れます(レジ袋は使わない)。

決められた時間までに、ごみ集積所に出します。

守ってください(注意事項)

汚れたままではリサイクルできません!

きれいな物まで汚して悪臭が出たり、ハエが発生したり衛生面でも問題です。

中が確認できません!

小さな袋に、分別せずに入っている場合があります。中身が確認できない上、さらに袋を破る必要があり、二度手間になります。

危険ですから絶対にやめてください!

カミソリやライター、乾電池などあきらかに違うものも入っています。

もう一度 マークを確認して!

プラマークつきプラスチック(容器包装)ではない、プラスチック製品がたくさん入っています。

例えば

- ハンガー
- バケツ
- 洗面器
- レジャーシート
- ストロー
- 歯ブラシ
- 洗濯ばさみ
- ゼリー等のスプーン
- プラスチック製のお皿やコップ
- プラスチック製のおもちゃ
- CDやビデオテープのケース
- ボールペン等の文房具
- キーホルダーやストラップ
- など



汚れたままのもの

これらは全て「燃やせないごみ指定袋(赤字)」

に入れて出すものです。ストローやスプーンなど、
うっかり「マークつきプラスチック」で出してしまったことはありませんか?

ごみ減量化機器購入費補助金について

上田市では可燃ごみの減量化を図るため、生ごみの堆肥化を推進しています。そのため、生ごみを堆肥化処理する機器等の購入に際し、補助金を交付していますのでぜひご活用ください。

| 種類 | 補助額(上限) | 補助率 |
|-----------|---------|-----|
| 生ごみたい肥化容器 | 3,000円 | 1/2 |
| 生ごみ処理機 | 30,000円 | 1/2 |
| ごみ減量化基材 | 200円 | 1/2 |

(裏面も御覧ください)

みんなでマイバッグ生活を始めましょう！

マイバッグを使う方が増えています ~ レジ袋削減強化キャンペーン中 ~

環境意識の高まりから、スーパーなどでのお買い物の際、繰り返し使えるマイバッグを使う方が増えてきています。

レジ袋は1人1年間に300枚も消費されると言われています。限りある資源の節約や、家庭で不要となるレジ袋がなくなるよう、お買い物の際は、マイバッグを持参しましょう。

千曲川流域レジ袋削減推進協議会(13市町村登録)では、10月をレジ袋削減の強化キャンペーン月間として啓発活動を実施しています。

マイバッグの持参は、一人ひとりが実行できる最も身近な環境保全活動のひとつです。この機会にマイバッグ生活を始めませんか？



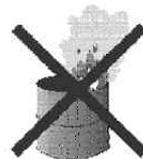
野焼きの煙で迷惑をかけていませんか？

家庭ごみや事業ごみなど廃棄物の焼却（野焼き）は禁止されています。

絶対に燃やさないでください。違反すると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその両方を科せられる場合があります。

例外で認められている焼却は、

- ① どんど焼きなど風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
 - ② 稲わら・果樹の伐採した枝の焼却、土手焼きなど、農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの
 - ③ たき火や剪定した庭木の焼却など日常生活の中で通常行われる軽微な焼却
- です。(軽微な焼却とは、煙の量やにおいが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。)



ただし、例外で認められた焼却であっても、大量の煙やにおいが発生し、

「草木を燃やしてけむたい」、「窓を開けられない」、

「洗濯物ににおいがついて困る」

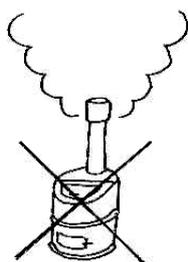
という苦情が市役所に寄せられる場合があります！！

できるだけ土へ還すか、ごみ集積所や、クリーンセンターへ持ち込みましょう。



やむを得ず焼却する場合は、

- ⚠ 草木をよく乾燥させてから、煙がたくさん出ないように少しずつ焼却する
- ⚠ 焼却前に消防署へ連絡し、焼却中は火事にならないよう、絶対にその場を離れない
- ⚠ 時間や風向きに配慮し、ご近所に迷惑をかけないようにする
- ⚠ ドラム缶・焼却炉(ブロックで囲んだものを含む)を使用せずに焼却するなど、十分に注意して行いましょう。



問い合わせは・・・下記の生活環境課又は各地域自治センター市民生活課まで

| | | |
|------------|-------|---------|
| 上田市役所(本庁) | 生活環境課 | 23-5120 |
| 丸子地域自治センター | 市民生活課 | 42-1054 |
| 真田地域自治センター | 市民生活課 | 72-0154 |
| 武石地域自治センター | 市民生活課 | 85-2827 |